

## 参考資料

資料 1	日本海溝沿いの地震活動の長期評価 概要資料	1
資料 2	岩沼市地域防災計画【地震災害対策編】(抜粋)	13
資料 3	関係法令	15
資料 4	岩沼市の耐震改修促進にかかわる制度	27



# 日本海溝沿いの地震活動の 長期評価 概要資料

平成31年2月26日

地震調査研究推進本部 事務局

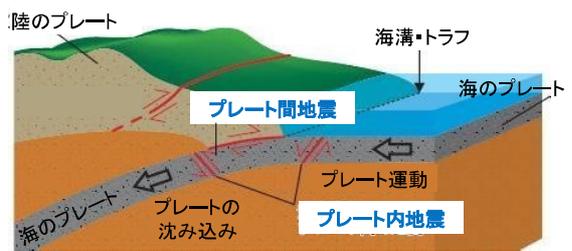
1

## 海溝型地震の長期評価

改訂にあたって

### 海溝型地震の長期評価

地震調査研究推進本部の下に設置されている地震調査委員会は、**防災対策の基礎となる情報を提供するため**、将来発生すると想定される地震の場所、規模、発生確率について評価し、これを**長期評価**として公表している。**海溝型地震**とは、2枚のプレート間のずれによって生じる**プレート間地震**と、沈み込む側のプレート内部で発生する**プレート内地震**を指す。大きな津波を伴うこともある。



海溝型地震のタイプ

### 評価の経緯

- 2000 ● 宮城県沖地震の長期評価
- 2002 ● 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価
- 2009 ● 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(一部改訂)
- 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震発生
- 2011 ● 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(第二版)
- 海溝型分科会(第二期)で、長期評価の見直しを開始
- この間、南海トラフ、相模トラフ、千島海溝の長期評価を改訂
- 2019 ● 日本海溝沿いの地震活動の長期評価 ← 第二版を改訂して作成

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」構成

- ポイント } 要約など
  - 概要資料 } 要約など
  - 主文 → 平易な表現で評価について述べる
  - 説明文 → 文献など専門的な要素を含めて評価について述べる
- 目次
- これまでの主な調査研究 } 過去の調査研究の紹介
  - 地形と構造 } 過去の調査研究の紹介
  - 地震活動・地殻変動 } 過去の調査研究の紹介
  - 長期評価の説明 → 科学的知見の不確実性、問題点を含めて評価を行う

主な留意点

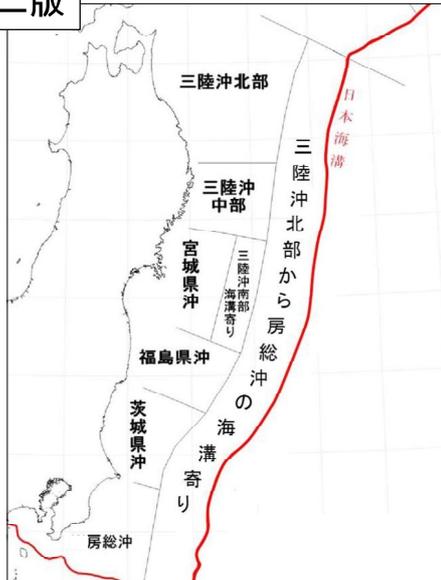
- ① 前回評価(2011年)以降の新しい知見を取り込む
- ② 不確実性を含む情報も、誤差等を検討した上で、評価に活用する
- ③ 現在の科学的知見の範囲で、発生し得る超巨大地震を評価する
- ④ 同じく太平洋プレートが沈み込んでいる千島海溝と、長期評価の基準・考え方を可能な限りそろえる

- 津波堆積物から東北地方太平洋沖地震のような超巨大地震を再評価
  - 情報の不確実性も検討の上、評価を実施
- 東北地方太平洋沖地震を受けて、地震発生確率を再評価
  - 東北地方太平洋沖地震から約8年が経過し、震源域及びその周辺で起きている現象の理解が進んだ
- 評価対象領域・地震を再編
  - 三陸沖北部→青森県東方沖及び岩手県沖北部
  - 三陸沖中部→岩手県沖南部
  - 宮城県沖、三陸沖南部海溝寄り→宮城県沖(領域を統合)
  - 房総沖を上盤側プレートの違いにより再設定
  - 評価対象地震の区分を、「千島海溝沿いの地震活動の長期評価(第三版)」と整合

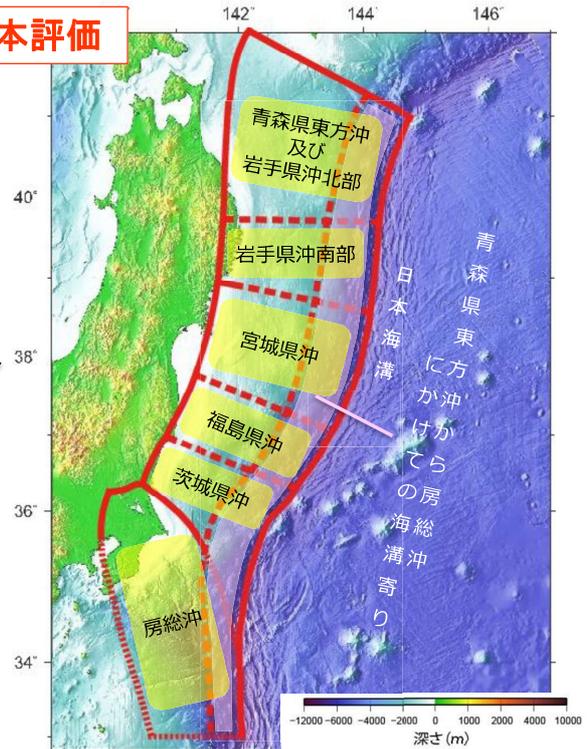
# 評価対象領域（プレート間地震の評価対象領域）

評価対象地震／領域

第二版



本評価



## 変更点

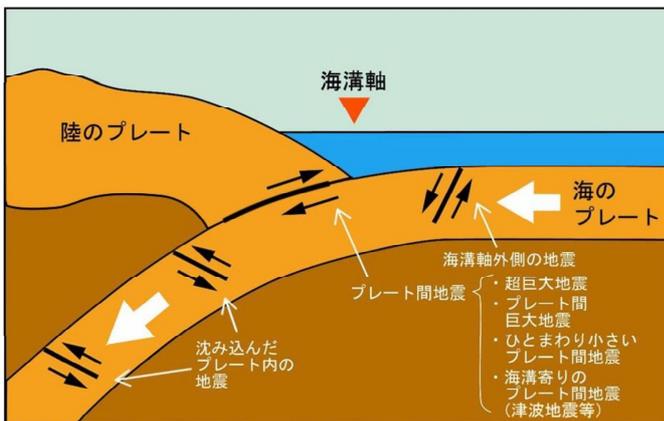
- ・ 領域名を変更
- ・ 宮城県沖と三陸沖南部海溝寄りを統合
- ・ 房総沖は、太平洋プレートとフィリピン海プレートの境界の地震活動をもとに設定

- 既存の知見から境界線を引用
- - - 既存の知見から判断して境界線を設定
- ..... 十分な知見が存在しないため、便宜的に境界線を設定

5

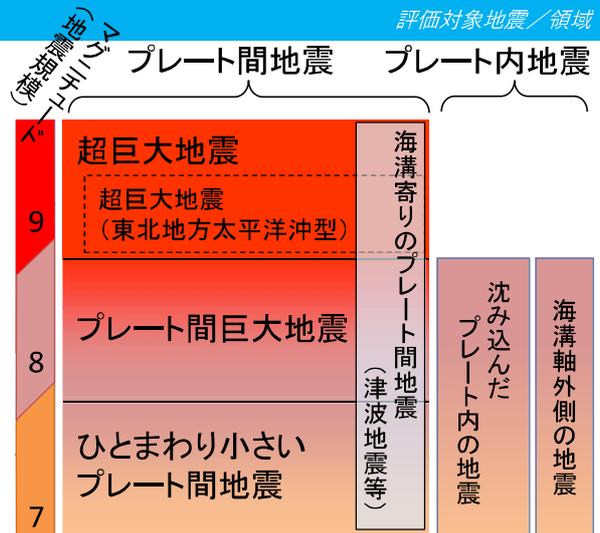
# 評価対象地震

評価対象地震／領域



評価対象地震の概念図

※ 矢印は断層運動の一例



評価対象地震と規模の概念図

※実際に評価対象となる規模は領域によって異なる

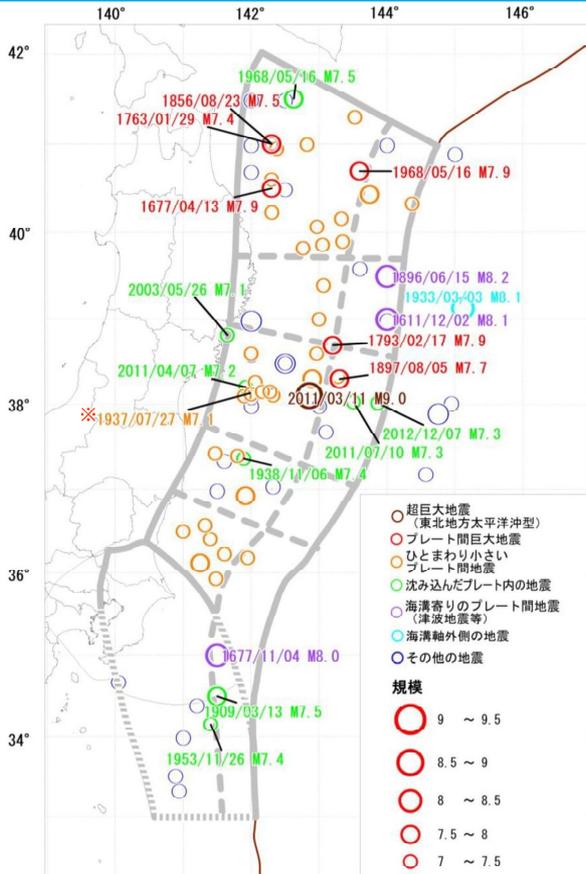
## 日本海溝沿いで発生した地震の例

- |                     |                                       |
|---------------------|---------------------------------------|
| 超巨大地震               | : 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震              |
| プレート間巨大地震           | : 1968年十勝沖地震 など                       |
| ひとまわり小さいプレート間地震     | : 1978年宮城県沖地震、平成6年(1994年)三陸はるか沖地震 他多数 |
| 海溝寄りのプレート間地震(津波地震等) | : 1896年の明治三陸地震 など                     |
| 沈み込んだプレート内の地震       | : 2003年5月の宮城県沖の地震 など                  |
| 海溝軸外側の地震            | : 1933年の昭和三陸地震                        |

6

# M7以上の地震活動

評価対象地震/領域



## 日本海溝周辺で発生したマグニチュード(M)7以上の地震の震央分布図

1923年より前は、宇津(1999)、宇津・他(2001)、  
(ただし、1793年2月17日の宮城県沖の地震の震央は  
Matsu'ura, 2017、規模は松浦・他, 2006)  
1923年以降は、気象庁震源カタログによる。  
灰色の枠はプレート間地震の評価対象領域(p5)。

※ 1937年の地震は沈み込んだプレート内の地震の可能性もある。

7

## 今後30年以内の地震発生確率 (2019年1月1日時点)

将来発生する地震の評価

評価対象地震	発生領域	規模	地震発生確率	評価に使用した地震	地震後経過率 <sup>注2</sup>	第二版の評価
超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	岩手県沖南部～ 茨城県沖	M9.0程度	ほぼ0%	過去約3000年間の5回	0.01	ほぼ0%
プレート間 巨大地震	青森県東方沖及び 岩手県沖北部	M7.9程度	5～30%	1677年以降の4回	0.52	5～30%
	宮城県沖	M7.9程度	20%程度 <sup>注4</sup>	1793年以降の3回 <sup>注1</sup>	—	ほぼ0%
ひとまわり小さい プレート間地震	青森県東方沖及び 岩手県沖北部	M7.0～7.5程度	90%程度以上	1923年以降の10回 <sup>注1</sup>	—	90%程度
	岩手県沖南部	M7.0～7.5程度	30%程度	1923年以降の1回 <sup>注1</sup>	—	確率未計算
	宮城県沖	M7.0～7.5程度	90%程度 <sup>注4</sup>	1923年以降の6～7回 <sup>注1</sup>	—	本評価で 領域を統合
	宮城県沖の陸寄り (宮城県沖地震)	M7.4前後	50%程度	1897年以降の4回	0.21	不明
	福島県沖	M7.0～7.5程度	50%程度	1923年以降の2回 <sup>注1</sup>	—	10%程度
茨城県沖	M7.0～7.5程度	80%程度 <sup>注4</sup>	1923年以降の5回 <sup>注1</sup>	—	90%程度 以上	
海溝寄りのプレート間 地震(津波地震等)	青森県東方沖から房総 沖にかけての海溝寄り	Mt8.6～9.0 <sup>注3</sup>	30%程度 <sup>注4</sup>	1600年以降の4回 <sup>注1</sup>	—	30%程度
沈み込んだプレート内 の地震	青森県東方沖及び岩手 県沖北部～茨城県沖	M7.0～7.5程度	60～70% <sup>注4</sup>	1923年以降の3～4回 <sup>注1</sup>	—	確率未計算
海溝軸外側の地震	日本海溝の海溝軸外側	M8.2前後	7% <sup>注4</sup>	1600年以降の1回 <sup>注1</sup>	—	4～7%

<sup>注1</sup> 東北地方太平洋沖地震より後の期間は除いた

<sup>注2</sup> 地震後経過率=最新発生時期からの経過時間÷平均発生間隔  
—は時間が経過しても地震の起こりやすさが変わらないと仮定した地震

<sup>注3</sup> Mtは津波マグニチュード

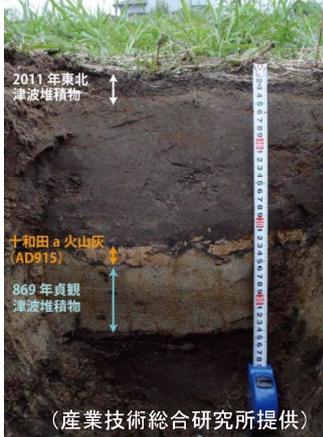
<sup>注4</sup> 本評価で評価対象領域・地震を再編したため、場所と規模の範囲が異なり、厳密には第二版と対応しない

Ⅲランク(高い)	:26%以上
Ⅱランク(やや高い)	:3～26%未満
Iランク	:3%未満
Xランク	:不明

8

# 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）の評価

将来発生する地震の評価



(産業技術総合研究所提供)

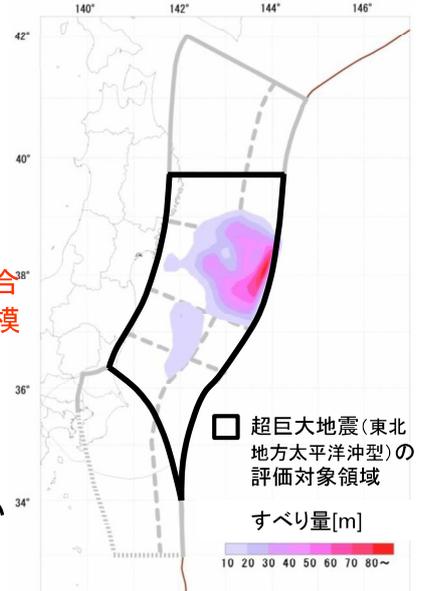
領域：岩手県沖南部～茨城県沖(宮城県沖を含む)

評価に使用した地震：① 紀元前4～3世紀頃 ② 4～5世紀頃 ③ 869年(貞観地震) ④ 1454年(享徳地震)または1611年(慶長三陸地震) ⑤ 2011年(東北地方太平洋沖地震)

平均発生間隔：約550～600年

今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%

地震規模：M9.0程度



東北地方太平洋沖地震の震源域 (linuma et al., 2016をもとに作成)9

留意点：

- 宮城県沖を必ず含み、隣接する領域の少なくとも一方にまたがり、場合によっては茨城県沖まで震源域が及ぶ超巨大地震であると評価、規模は東北地方太平洋沖地震を代表値としてM9.0程度と評価
- 津波堆積物調査によると、過去3000年間に5回発生
- 平均発生間隔は約550～600年と評価、個々の地震の発生間隔は約400～800年とばらつく
- 最新発生時期からの経過年数が短いため、まだ地震発生確率が低い時期である
- 平均発生間隔と地震発生確率の計算では、①、②、④の発生年代の不確実性を考慮(詳細はp18)

# 青森県東方沖及び岩手県沖北部のプレート間巨大地震

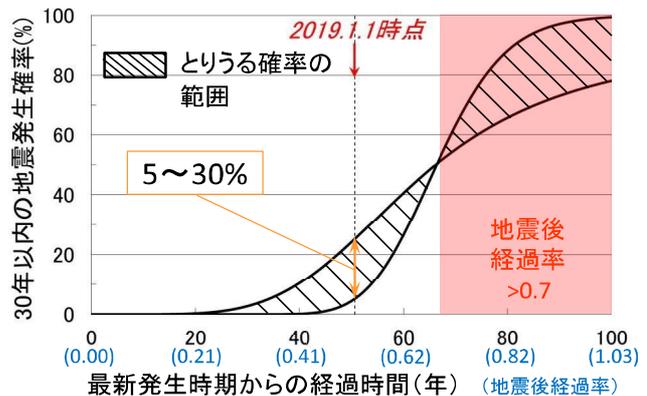
将来発生する地震の評価

評価に使用した地震：① 1677 ② 1763 ③ 1856 ④ 1968

平均発生間隔：約97年

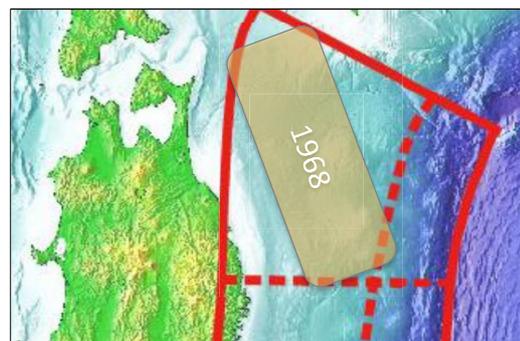
今後30年以内の地震発生確率：5～30%

地震規模：M7.9程度



留意点：

- 地震が似たような間隔で発生していると考えて地震発生確率を計算、時間が経過するほど地震は起こりやすくなる
- 東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響で、当該地震がより発生しやすくなったと考えられるため、地震発生確率は上記の値より高い可能性がある(p19)
- 震源域が海溝寄りの領域まで及ぶ場合、地震の規模はM8.8に達する(ただし、そのような地震は今までに知られていない)



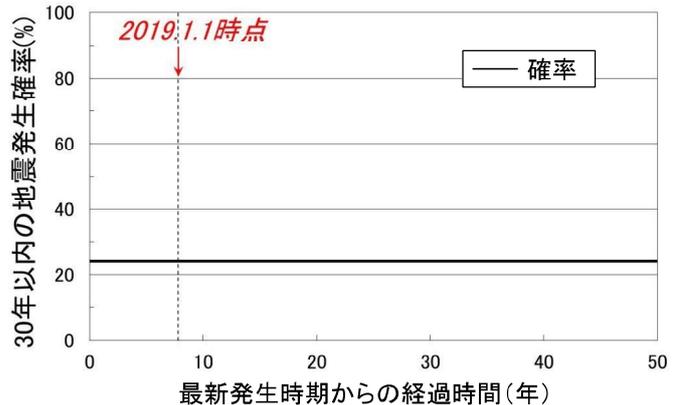
当該地震の震源域の例 (Yamanaka and Kikuchi, 2004による1968年十勝沖地震の震源域の概略位置)

# 宮城県沖のプレート間巨大地震

将来発生する地震の評価

評価に使用した地震注：  
 ① 1793  
 ② 1897/8  
 発生頻度：約109年に1回  
 今後30年以内の地震発生確率：20%程度  
 地震規模：M7.9程度

注 2011年の東北地方太平洋沖地震は当該地震の震源域を含むため、発生頻度の計算に使用し、また、最新発生時期として地震発生確率の計算に使用した



## 留意点：

- 東北地方太平洋沖地震後のひずみの蓄積過程は2つの地震(①、②)後と異なる可能性があるが、十分に解明されていない  
 → 地震の発生頻度は一定で時間が経過しても地震の起こりやすさが変わらないと仮定して、地震発生確率を計算
- 東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響で、当該地震がより発生しやすくなったと考えられるため、地震発生確率は上記の値より高い可能性がある(p19)
- 震源域が海溝寄りの領域まで及ぶ場合、地震の規模はM8.6に達する(ただし、そのような地震は今までに知られていない)

11

## ひとまわり小さいプレート間地震（青森県東方沖及び岩手県沖北部／岩手県沖南部／宮城県沖／福島県沖／茨城県沖／房総沖）

将来発生する地震の評価

領域	青森県東方沖及び岩手県沖北部	岩手県沖南部	宮城県沖	福島県沖	茨城県沖	房総沖
評価に使用した地震	1923年以降の10回	1923年以降の1回	1923年以降の6～7回注	1923年以降の2回	1923年以降の5回	相模トラフ(第二版)で評価済
発生頻度	約9年に1回	約88年に1回	約13～15年に1回注	約44年に1回	約18年に1回	
今後30年以内の地震発生確率	90%程度以上	30%程度	90%程度注	50%程度	80%程度	
地震規模	M7.0～7.5程度					

注 7回のうち1937年の地震は沈み込んだプレート内の地震の可能性もあるため、評価に使用した地震の回数には1回分の幅を与え、発生頻度と地震発生確率を計算した

## 留意点：

- 地震の発生頻度は一定で時間が経過しても地震の起こりやすさが変わらないと仮定して、地震発生確率を計算
- 岩手県沖南部、福島県沖は、評価に使用する地震を再検討した。岩手県沖南部では新たに地震発生確率を計算し、福島県沖では第二版から確率が上昇した。
- 宮城県沖には、陸寄りで繰り返し発生する地震(p13)を含めて評価
- 茨城県沖は、第二版ではM6.7～7.2の繰り返し発生する地震を別途評価したが、本評価では繰り返し発生している地震以外と統合し、M7.0以上の地震を対象に評価した

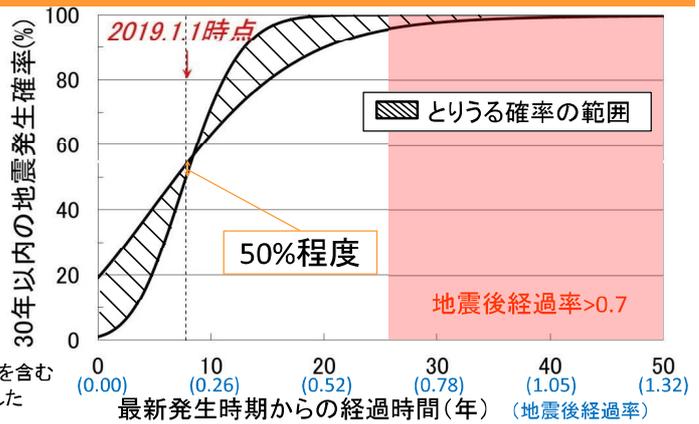
12

宮城県沖の陸寄りでも繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）

将来発生する地震の評価

評価に使用した地震：  
 ① 1897/2  
 ② 1933, 1936, (1937<sup>注1</sup>)  
 ③ 1978 ④ 2005<sup>注2</sup>

平均発生間隔： 約38年  
 今後30年以内の地震発生確率： 50%程度  
 地震規模： M7.4前後

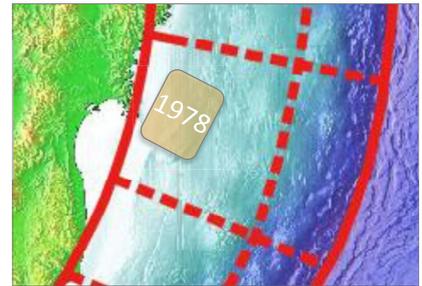


<sup>注1</sup> 沈み込んだプレート内の地震の可能性もある

<sup>注2</sup> 2011年の東北地方太平洋沖地震は当該地震の震源域を含む

留意点： ため、最新発生時期として地震発生確率の計算に使用した

- ・ 2005年の地震までは似たような領域で繰り返し発生してきた
- ・ 東北地方太平洋沖地震で当該地震の震源域も大きくすべり、その後、余効すべりの分布から同領域で固着が再開していると想定されることから (p19)、次の地震発生サイクルに入っていると判断して、地震発生確率を計算
- ・ 地震が似たような間隔で発生していると考えて地震発生確率を計算するので、時間が経過するほど地震は起こりやすくなる
- ・ 次の理由から、地震発生確率は上記の値より高い可能性がある
  - (1) 東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 (p19)
  - (2) 地震発生サイクルシミュレーションで次の地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性が指摘されているため (p20)
  - (3) 低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため (p21)



当該地震の震源域の例  
 (Wu et al., 2008による1978年宮城県沖地震の震源域の概略位置)

13

海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）／沈み込んだプレート内の地震／海溝軸外側の地震

将来発生する地震の評価

領域	海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）	沈み込んだプレート内の地震		海溝軸外側の地震
		青森県東方沖及び岩手県沖北部～茨城県沖	房総沖	
評価に使用した地震	1600年以降の4回	1923年以降の3～4回 <sup>注</sup>		1600年以降の1回
発生頻度	約103年に1回	約22～29年に1回 <sup>注</sup>	相模トラフ(第二版)で評価済	約411年に1回
今後30年以内の地震発生確率	30%程度	60～70% <sup>注</sup>		7%
地震規模	Mt8.6～9.0	M7.0～7.5程度		M8.2前後

留意点：

<sup>注</sup> 4回のうち1937年の地震はプレート間地震の可能性もあるため、評価に使用した地震の回数には1回分の幅を与え、発生頻度と地震発生確率を計算した

- ・ 地震の発生頻度は一定で時間が経過しても地震の起こりやすさが変わらないと仮定して、地震発生確率を計算
- ・ 海溝寄りのプレート間地震(津波地震等)には、1611年の慶長三陸地震と2011年の東北地方太平洋沖地震も含む
- ・ 沈み込んだプレート内の地震(青森県東方沖及び岩手県沖北部～茨城県沖)は、東北地方太平洋沖地震以後、高い頻度で発生しており (p22)、地震発生確率は上記の値より高い可能性がある
- ・ 海溝軸外側の地震は、1896年の明治三陸地震後の1933年の昭和三陸地震のように、プレート間地震の数十年後に発生することがあるため、長期間の注意が必要である

14

# 今後の課題

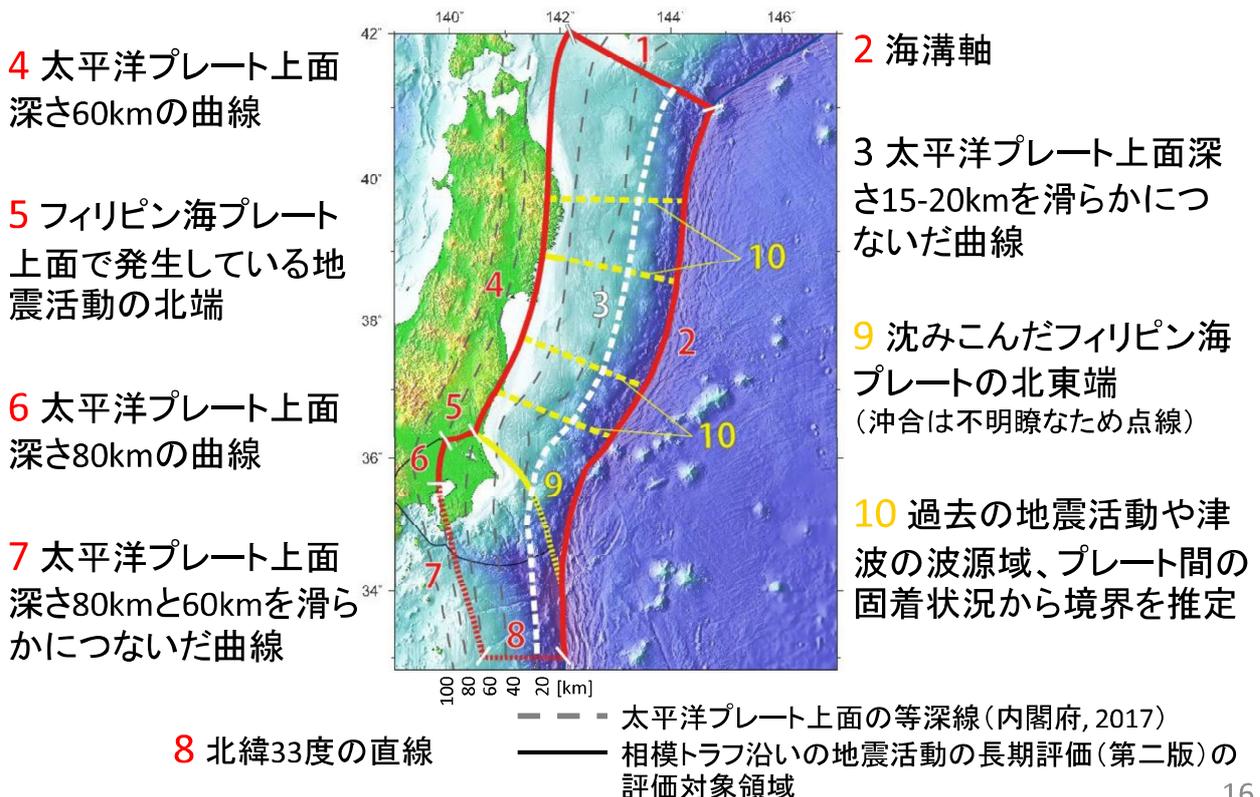
- ① 過去に起きた地震の履歴・場所・規模の解明  
2011年と869年以外の超巨大地震(東北地方太平洋沖型)や津波地震の履歴はよくわかっていない  
→ 津波堆積物や深海底堆積物の調査の推進、歴史記録の網羅的な収集
- ② 海溝軸付近や沈み込む前のプレートの形状や構造の理解  
津波の評価やプレート間の固着を把握する上で重要だが、陸域と比べて調査・研究が進んでいない  
→ 海底の地形調査・地質調査・構造探査の推進
- ③ 東北地方太平洋沖地震後のプレート間の固着状況やプレート内の応力の解明  
東北地方太平洋沖地震の影響を定量的に評価する上で重要だが、まだ十分には解明できていない  
→ 沖合での各種観測(地震、地殻変動、水圧等)の推進
- ④ 不確実性を考慮した地震発生確率計算手法の導入、地震の多様性を考慮した物理的なモデルの構築  
地震発生確率や規模を定量的に評価する上で重要だが、そのような手法はまだ確立されていない

➡ 長期評価手法の高度化

15

## 【参考】 評価対象領域を設定する根拠の補足

### 1 千島海溝の長期評価(第三版)との境界



16

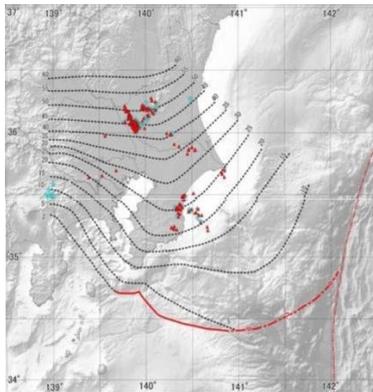
# 【参考】 評価対象領域を設定する根拠の補足

## 4, 6 太平洋プレート上面で発生する地震活動の西端

- 4 太平洋プレート上面深さ60kmの曲線
- 6 // 80kmの曲線 (Nakajima et al., 2009によると、房総沖では太平洋プレート上面で発生する地震活動の下限は深くなる)

## 5 フィリピン海プレート上面で発生している地震活動の北端

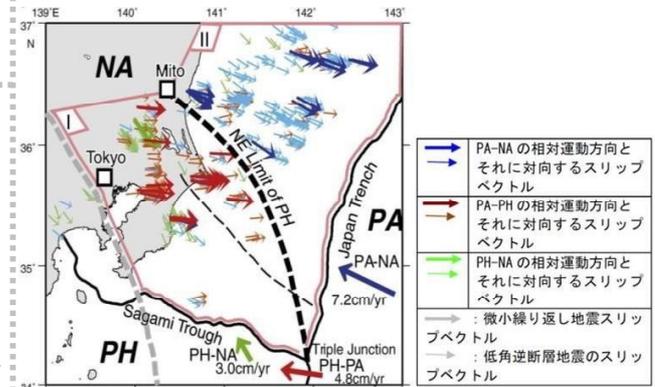
- 相模トラフ(第二版)の北端と一致



▲ 微小繰り返し地震の分布 (Kimura et al., 2006)  
 ★ 低角逆断層地震の分布 (気象庁一元化震源)  
 フィリピン海プレート上面の地震活動  
 相模トラフ(第二版)より引用

## 9 フィリピン海プレートが太平洋プレートに沈み込む東端

- Uchida et al. (2009) の境界線を引用  
 大部分で、相模トラフ(第二版)の北東端と一致



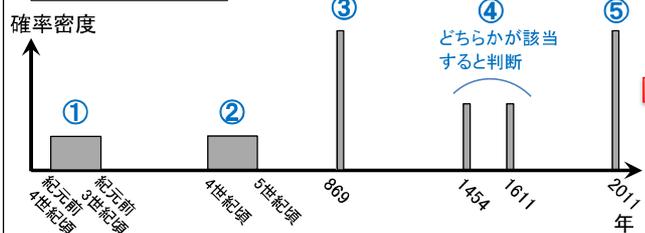
プレート上面における微小繰り返し地震・低角逆断層のすべり角とプレートの運動方向  
 Uchida et al., 2009より引用

NA: 陸側のプレート PA: 太平洋プレート PH: フィリピン海プレート

# 【参考】 超巨大地震 (東北地方太平洋沖型) の地震発生確率計算方法 (詳細)

## 仙台平野で発見された5層の津波堆積物から確率を計算

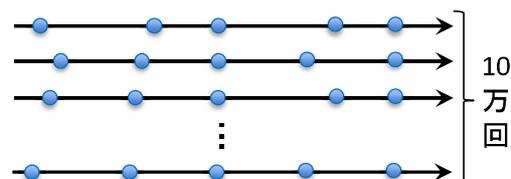
### 計算方法



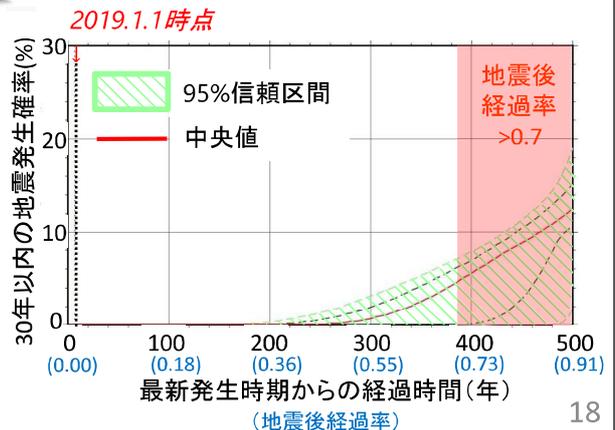
- 津波堆積物から5回(①~⑤)の地震を認定  
 各地震に対して発生年代の確率分布を設定

- ① 紀元前4~3世紀頃 ④ 1454年(享徳地震)または1611年(慶長三陸地震)
- ② 4~5世紀頃
- ③ 869年(貞観地震) ⑤ 2011年(東北地方太平洋沖地震)

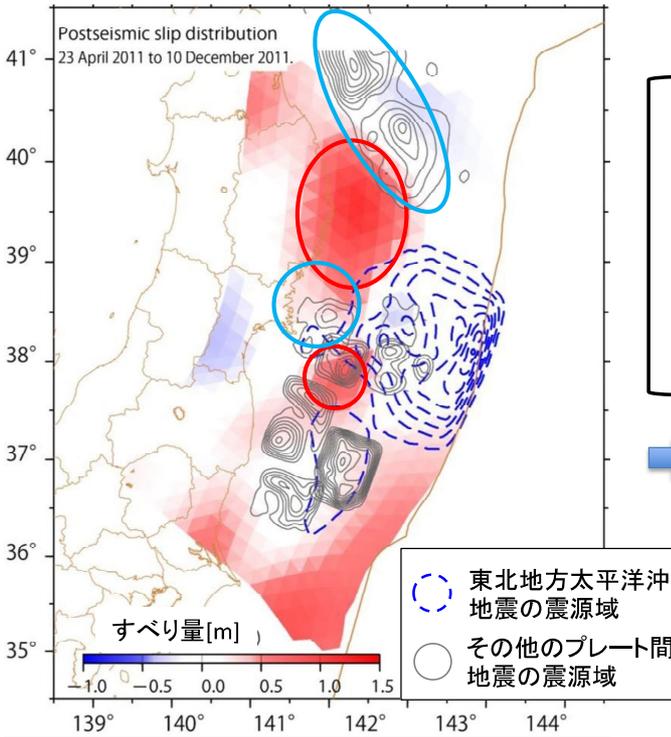
- 得られた平均発生間隔とばらつきの値から、30年以内の地震発生確率を計算  
 95%信頼区間(緑斜線の領域)をとって、「ほぼ0%」と評価  
 最新発生時期からの経過年数が短いため、まだ地震発生確率が低い時期である



- 各地震の発生年を確率分布に基づきランダムに発生させ、平均発生間隔と発生間隔のばらつきを推定。これを10万回繰り返す



【参考】東北地方太平洋沖地震の余効すべり (2011年4月~12月)

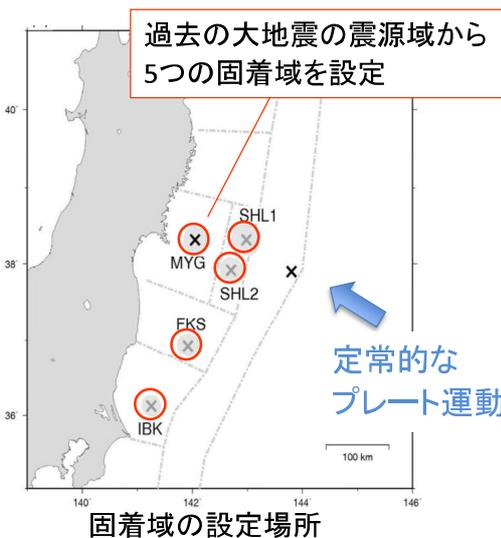


- 東北地方太平洋沖地震後、○の領域では大きな地震を伴わずにすべている(余効すべり)
- 一方、隣接する○の領域では、過去のプレート間地震発生後、プレートが固着した状態が続いている

➡ ○と○の領域の境界付近で断層を動かそうとする強い力が加わり、東北地方太平洋沖地震前と比べて○の領域で地震が発生しやすくなった可能性がある

東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる地殻変動 (Iinuma et al., 2016 を一部改変)

【参考】地震発生サイクルシミュレーション



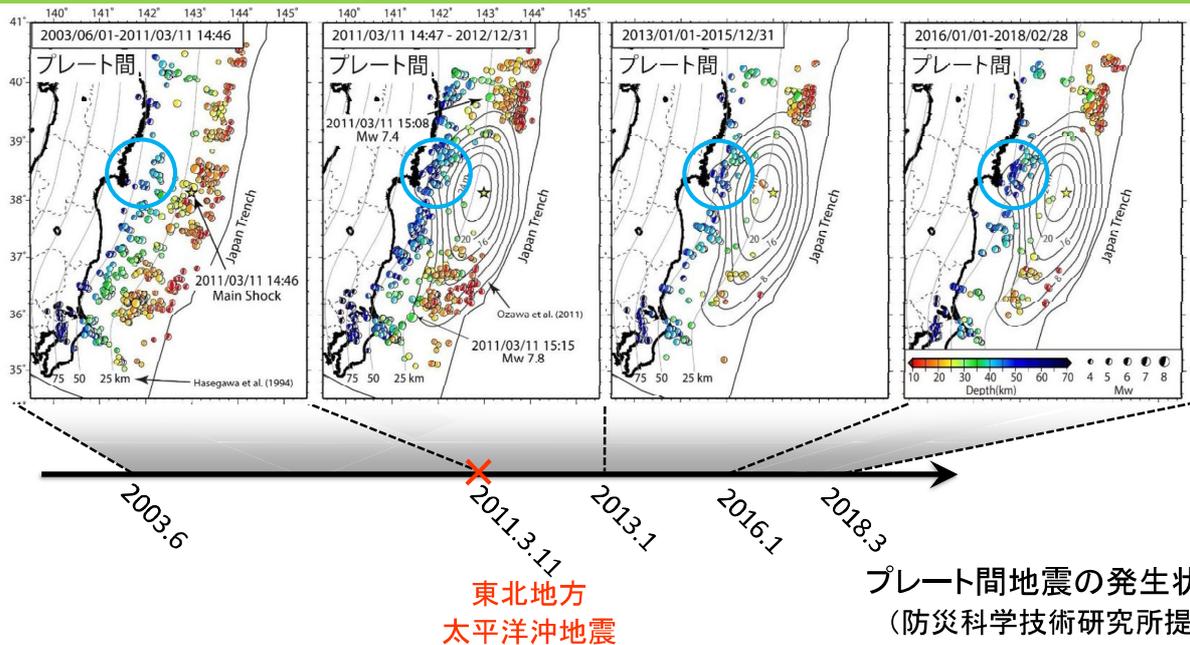
固着の強弱を様々な設定した複数のシナリオを用意し、いつ、どこで、どれくらいの規模の地震が発生するかシミュレーションした



シミュレーションでは、多くのシナリオで、超巨大地震(東北地方太平洋沖型)の後の宮城県沖の陸寄りでも繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震)の発生間隔が、平均発生間隔より短くなる

図はNakata et al. (2016)に加筆

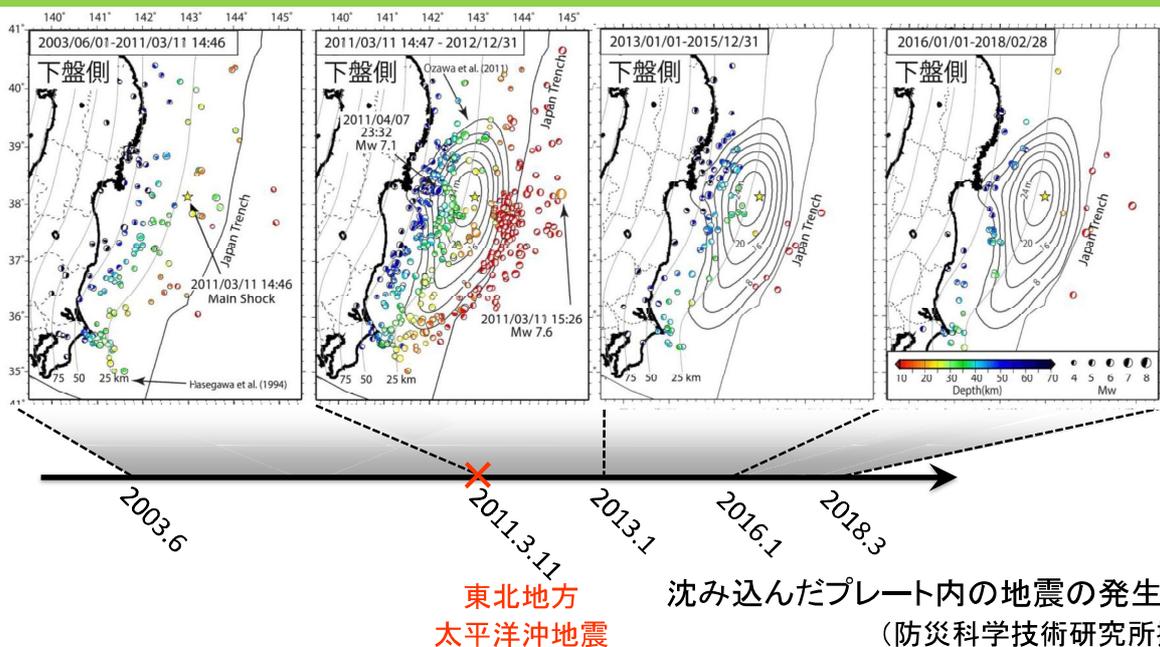
## 【参考】低角逆断層型地震の発生状況



宮城県沖の○ (p19の○に対応)の領域では、東北地方太平洋沖地震以前と比べて、低角逆断層型地震の活動が活発な状況が続いている

21

## 【参考】沈み込んだプレート内の地震の発生状況



沈み込んだプレート内の地震は東北地方太平洋沖地震以後、高い頻度で発生している

22

## 【参考】超巨大地震の評価

- 東北地方太平洋沖地震の震源域の北側では、岩手県沖南部から十勝沖以東にかけて、南側では、福島県沖から房総沖以南にかけて連動するような超巨大地震も想定できるが、過去にそのような地震は知られていない
- 地震の規模を面積から推定する方法が、既往最大の地震(チリ沖:モーメントマグニチュード( $M_w$ )9.5)を超える超巨大地震に適用可能であるかは不明
- したがって、超巨大地震(東北地方太平洋沖型)以外の超巨大地震の発生を否定はできないが、将来の地震の規模・発生確率は不明とした

## 岩沼市地域防災計画【地震災害対策編】 平成31年3月（抜粋）

### 第2章 災害予防対策

#### 第7節 建築物等の耐震化対策

##### 第1 目的

市及び建築物の所有者は、地震による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

##### 第2 公共建築物【総務課、復興・都市整備課、防災課、教育委員会】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 建築物等の予防対策「第2防災事業の施行」及び「第3教育施設等の災害予防」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

###### 1. 公共建築物全般の対策

###### (1) 耐震性、不燃性の確保

ア 市は、庁舎、岩沼市消防署、学校、生涯学習施設、社会福祉施設等要配慮者にかかわる施設及び不特定多数収容施設等、消防団器具置場、特に防災上重要な公共施設について、耐震性、不燃性の確保に努める。

イ 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

###### (2) 停電対策の強化

市及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を検討する。

###### 2. 教育施設

市及び学校等教育施設の管理者は、災害時における児童・生徒及び教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

###### (1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備及び拡充に努める。

###### (2) 設備及び備品等の安全管理

設備（体育館、教室等の照明設備等）及び備品（ロッカー・テレビ・本棚・実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒及び落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

###### (3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防災用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに、浄水機能の整備を計画的に進める。

###### 3. 耐震診断の実施及び公表

市は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果による、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

##### 第3 一般建築物【復興・都市整備課、防災課、消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 建築物等の予防対策「第4 一般建築物及び市街地の不燃化促進」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

## 1. 建築物の耐震改修の促進

### (1) 新築、増改築の建築物

市は事業者等に対し、宮城県地震地盤図などを参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性の向上を図るよう誘導する。

### (2) 既存の建築物

市は、岩沼市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱及び岩沼市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱に基づき、所有者に対し耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び助成・指導・助言・指示を行う。

## 2. 防災診断・防災改修の促進

市及び消防本部は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察などにより計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

## 第4 ブロック塀等の安全対策【復興・都市整備課、土木課、教育委員会、施設管理者】

市は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの市民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

このほか、広告物等の落下防止、自動販売機の設置については設置事業者又は管理者に対し、転倒防止に配慮するよう注意喚起に努める。

## 第5 落下物防止対策【復興・都市整備課、消防本部】

### 1. 調査及び改善指導

市及び消防本部は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラス及び外装材等、二次部材の落下のおそれのある建築物について、安全確保を図るため調査及び改善指導を行う。

また、道路管理者やその他の公共施設管理者は、看板などの屋外広告物や街路灯・道路標識類などの道路付帯構造物等が落下・飛散し被害が拡大することを防止するため、施設の点検・補修・補強を行うとともに、市は事業者等に対する落下防止措置の啓発に努める。

### 2. 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、対象施設の日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

## 第6 建物内の安全対策【防災課、復興・都市整備課】

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策支援を検討する。

施設管理者は、エレベーターにおける閉じ込め防止等、地震時管制運転装置の設置などの施設の改善に努める。

また、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

## 第7 文化財の防災対策【教育委員会】

市は、国・県とともに文化財保護のための防災対策に努める。

## 関係法令

### (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号（抜粋））

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### （基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
  - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し

なければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項

を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

## (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号（抜粋））

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
  - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

- 第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
- 一 診療所
  - 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
  - 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
  - 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
  - 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
  - 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
  - 七 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
  - 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
  - 九 火葬場
  - 十 汚物処理場
  - 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
  - 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
  - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
  - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合に

においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
  - 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
  - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
  - 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
  - 三 マッチ
  - 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
  - 五 圧縮ガス
  - 六 液化ガス
  - 七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 十トン
    - ロ 爆薬 五トン
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
    - ニ 銃用雷管 五百万個
    - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
    - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
    - ト 信号炎管若しくは信号火箭(せん)又は煙火 二トン
    - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
  - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
  - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
  - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
  - 五 マッチ 三百マッチトン
  - 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
  - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
  - 八 液化ガス 二千トン
  - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン
  - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂

- 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
  - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
  - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築

物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

### (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号（抜粋））

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

### (4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号（抜粋））

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

建築基準法

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分 ((一) 項の場合にあつては客席、(二) 項及び(四) 項の場合にあつては二階、(五) 項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル(屋外観覧席にあつては、千平方メートル) 以上	
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	三百平方メートル以上	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二千平方メートル以上	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	五百平方メートル以上	
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		二百平方メートル以上	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十平方メートル以上

## 岩沼市の耐震改修促進にかかわる制度

### ○岩沼市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱（抜粋）

平成16年9月30日告示第79号

#### （目的）

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅の所有者に対し、市が、予算の範囲内において耐震診断士を派遣して耐震一般診断及び耐震改修計画の作成を行うことにより、木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震一般診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震改修計画書 前号の診断結果に基づき耐震改修の計画を記載した書類をいう。
- (3) 耐震精密診断 財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集による「増補版木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に掲載されている「木造住宅の耐震精密診断」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を精密な方法で診断し総合評点を求め、安全性を診断することをいう。
- (4) 耐震診断士 宮城県が作成した「みやぎ木造住宅耐震診断士養成講習会修了登録者リスト」又は仙台市が作成した「仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿」に記載された者をいう。

#### （対象住宅）

第3条 木造住宅耐震診断助成事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- (2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）又は枠組壁構法による木造平家建てから木造3階建てまでの住宅
- (3) 過去に、この要綱に基づく耐震一般診断又は岩沼市木造住宅耐震改修計画等助成事業実施要綱の一部を改正する告示（平成17年告示第50号）による改正前の岩沼市木造住宅耐震改修計画等助成事業実施要綱に基づく耐震精密診断を受けていない住宅

#### （派遣の申込み）

第4条 この要綱に基づき耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人）は、構造的に独立した棟ごとに、岩沼市木造住宅耐震診断助成事業申込書（様式第1号）により市長に申し込むものとする。

#### （派遣の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、岩沼市木造住宅耐震診断助成事業決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申込者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

#### （派遣の辞退）

第6条 派遣対象者は、決定通知書を受領した後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに岩沼市木造住宅耐震診断助成事業辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、岩沼市木造住宅耐震診断助成事業決定取消通知書(様式第4号)により当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第8条 耐震診断士の派遣に要する費用は、別表に定める額とする。

(派遣対象者の費用負担)

第9条 耐震診断士の派遣を受けた派遣対象者の費用負担は、前条に定める費用のうち、消費税及び地方消費税相当額を含め別表に定める額とする。

2 耐震診断士の派遣を受けた派遣対象者は、前項に規定する額を診断終了後、派遣された耐震診断士(以下「派遣診断士」という。)に支払うものとする。

(診断結果及び改修計画の通知)

第10条 派遣診断士は、耐震診断の結果を派遣対象者に通知するものとする。ただし、耐震一般診断により上部構造評点が1.0以上で、かつ、地盤又は基礎に重大な注意事項がない場合は、耐震改修計画書の作成を省略することができる。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第11条 市長は、耐震一般診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(派遣診断士の守秘義務等)

第12条 派遣診断士は、当該耐震一般診断に関し職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

2 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震一般診断に関し、派遣対象者から第9条に規定する費用負担以外の金銭を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他、派遣診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

## ○岩沼市木造住宅耐震改修工事促進事業補助金交付要綱(抜粋)

平成30年3月30日告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震による被害を減ずるため、市内に存する木造住宅の所有者(所有者が複数あるときは、その代表者。以下同じ。)が行う当該住宅の耐震改修設計(工事監理を含む。)及び耐震改修工事又は建替え工事(以下これらを「耐震化工事」という。)に係る費用について、予算の範囲内において当該所有者に対し、木造住宅耐震改修工事促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、岩沼市補助金等交付規則(平成9年規則第13号)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震一般診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震精密診断 財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集による「増補版木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に掲載されている「木造住宅の耐震精密診断」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を精密な方法で診断し総合評点を求め、安全性を診断することをいう。
- (3) 耐震改修計画 耐震一般診断又は耐震精密診断の結果に基づき作成される、住宅の耐震性を向上させるための計画をいう。
- (4) 耐震診断士 宮城県が作成した「みやぎ木造住宅耐震診断士養成講習会修了登録者リスト」又は仙台市が作成した「仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿」に記載された者をいう。
- (5) 耐震一般診断事業 市が、住宅の所有者の求めに応じ住宅の耐震一般診断及び耐震改修計画の作成を行うため、耐震診断士を派遣する木造住宅耐震診断助成事業をいう。
- (6) 耐震改修計画等支援事業 住宅の所有者の求めに応じ、市が耐震診断士を派遣し、住宅の耐震精密診断及び耐震改修計画の作成を行う事業をいう。
- (7) その他改修工事 住宅の機能や性能を維持させ、及び向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事であって、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事で、これに要する費用が10万円以上のものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、市内に存し、次の各号に掲げる要件のうち、第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号から第6号までのいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
  - (2) 在来軸組構法(太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統構法で建てられた住宅を含む。)又は枠組壁構法による木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅
  - (3) 耐震一般診断事業による耐震一般診断(これと同等と市長が認める耐震一般診断を含む。以下同じ。)の結果、上部構造評点が1.0未満となった住宅であって、耐震改修工事により当該上部構造評点が1.0以上又はこれと同等(一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「精密診断法」又は建築基準法(昭和25年法律第201号)により、大地震動での倒壊に対する安全性が確認されたもの。以下同じ。)以上となる住宅又は建替え工事を実施する住宅
  - (4) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の結果、重大な地盤・基礎の注意事項の指摘を受けた住宅であって、当該重大な地盤・基礎の注意事項の改善を実施する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置への建替え工事を実施する住宅
  - (5) 上部構造評点が1.0未満で重大な地盤・基礎の注意事項がある住宅であって、耐震改修工事により当該上部構造評点が1.0以上又はこれと同等以上となり、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する住宅又は建替え工事を実施する住宅
  - (6) 耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断(これと同等と市長が認める耐震精密診断を含む。以下同じ。)の総合評点(以下「総合評点」という。)が1.0未満となった住宅であって、耐震改修工事により当該総合評点が1.0以上となる住宅又は建替え工事を実施する住宅
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた住宅又はこの要綱による補助金の交付と同様の支援、補助等を受けたことがある住宅は、補助対象住宅から除く。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象経費は、耐震化工事に要する経費とする。ただし、建替え工事にあっては耐震改修工事に要する費用相当分に限る。

- 2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、その額に

1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 耐震改修工事のみの場合 耐震改修工事に要する費用に5分の4を乗じて得た額(100万円を限度とする。)
- (2) 耐震化を図る建替え工事又はその他改修工事を行う場合 耐震改修工事に要する費用に25分の22を乗じて得た額(110万円を限度とする。)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩沼市木造住宅耐震改修工事促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震一般診断事業による耐震一般診断又は耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震化工事及びその他改修工事(以下「耐震化工事等」という。)に係る計画書の写し
- (3) 耐震化工事等に係る設計図書の写し
- (4) 耐震化工事等に係る費用の見積書の写し
- (5) 市税の滞納がないことの証明書(申請の日の30日前までに交付を受けたものに限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、岩沼市木造住宅耐震改修工事促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当であると認めたときは、岩沼市木造住宅耐震改修工事促進事業補助金交付却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定に条件を付することができる。

## ○岩沼市スクールゾーン内危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱(抜粋)

令和3年3月25日告示第14号

(趣旨)

第1条 岩沼市は、スクールゾーン内の通学路等に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、学童をはじめとする通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除却する者等に対してスクールゾーン内危険ブロック塀等改善事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、岩沼市補助金等交付規則(平成9年規則第13号)に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀(門柱を除く。)をいう。
- (2) 軽量の塀等 生け垣、フェンス、板塀その他倒壊による事故を防止できるものをいう。
- (3) 通学路 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和41年政令第103号)第4条に規定する通学路をいう。
- (4) スクールゾーン スクールゾーン設定要領(昭和47年1月17日宮城県制定)第2-1に規定する区域をいう。
- (5) 避難路 岩沼市耐震改修促進計画に規定する避難路をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「改善事業」という。)は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) ブロック塀等の一部又は全部を除却する事業(以下「除却事業」という。)
- (2) 除却事業によるブロック塀等の除却跡地にブロック塀等以外の軽量の塀等を設置する事業(当該除却事業を行った日の属する会計年度に当該除却事業を行った者が行う場合に限る。以下「設置事業」という。)

(改善事業の条件)

第3条の2 除却事業は、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等の一部又は全部を除却するものとする。ただし、除却後再びブロック塀等を築造する場合は、当該ブロック塀等が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定める構造基準に適合するものとし、設置事業以外の塀等を築造する場合は、安全なものとしなければならない。

- (1) スクールゾーン内の通学路、避難路又は市長が認める区域内にある道路沿いに設置され、道路からの高さ1メートル(擁壁上の場合は0.6メートル)以上のブロック塀等
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により市が設置する公の施設(以下「公の施設」という。)の敷地沿いに設置され、当該敷地からの高さ1メートル(擁壁上の場合は0.6メートル)以上のブロック塀等

第3条の3 設置事業は、次の各号のいずれかに該当するものを設置する事業とする。

- (1) 生け垣を設置する場合は、高さ1メートル以上の苗木を用いて50センチメートル以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定されるもの
- (2) フェンス、板塀等を設置する場合は、高さ60センチメートル以上のものとし、基礎等を設置するなどして適切に固定されるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、改善事業を行う所有者等とする。

(補助金額)

第5条 除却事業の補助金額は、除却事業に要する費用の3分の2の額、道路側からの見付面積に1平方メートル当たり8,000円を乗じて得た額又は25万円のいずれか低い額とする。

- 2 除却事業の補助対象となるブロック塀等の面積は、除却するブロック塀等の道路側又は公の施設の敷地沿いからの見付面積とする。ただし、鉄製フェンスとの混用塀の鉄製フェンス部分に係る面積はその見付面積の2分の1を除却事業の補助対象とする。
- 3 設置事業の補助金額は、設置事業に要する費用の3分の1の額、設置延長に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額とする。
- 4 設置事業の補助対象となる塀等の設置延長は、ブロック塀等の除却跡地に設置する軽量の塀等の延長とする。
- 5 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

## ○岩沼市家具転倒防止等推進事業実施要綱(抜粋)

平成18年6月28日告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、岩沼市内に居住する高齢者等が地震による家具転倒の防止措置等を希望する場合、予算の範囲内において代行して措置を講ずることにより、地震時における安全性及び避難路の確保を図ることを目的とする。

(業務の委託)

第2条 市長は、岩沼市家具転倒防止等推進事業(以下「事業」という。)を実施するため、市内の業者に事業に関する業務の一部を委託することができるものとする。

(対象世帯)

第3条 事業の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、事業の対象となるのは、1世帯1回とする。

- (1) 満65歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯
- (3) 満65歳以上の者及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯
- (4) その他市長が必要と認める世帯

(対象部)

第4条 事業の対象部は、対象となる世帯が居住する一の家屋内とする。

(対象物等)

第5条 事業の対象となる物及び数は、それぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 家具(テーブル、いす、ソファー、家電製品及び取付けに適さないと認められるものを除く) 5個まで(上下分離式で一体とみられる家具は1個として扱う)
- (2) 建具(ガラス飛散防止フィルムを貼付するもの) 10枚まで

(申込み)

第6条 この要綱に基づき支援を希望する対象世帯の者又は当該世帯から委任された者は、岩沼市家具転倒防止等作業申込書により、対象となる世帯であることを証する次に掲げる書類を添付して、市長に申し込むものとする。

- (1) 家族調書
- (2) 各種手帳等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類